

公告第 3 0 号

事務局移転に伴う新規什器等物品一式の購入に係る入札の実施について

事務局移転に伴う新規什器等物品一式の購入に係る条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を地方公務員等共済組合法施行規程第 2 8 条の規定により、次のとおり公告する。

1 入札に付する事項

(1) 件名

事務局移転に伴う新規什器等物品一式の購入

(2) 納入物品、納入場所及び納期

「仕様書」のとおり

(3) その他

ア この公告に定めのない事項については、仕様書のほか、山口県市町村職員共済組合競争入札参加者心得及び郵便入札における留意事項に定めるところによる。

イ 予定価格は、事後公表とする。

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、次の要件に該当する者とする。

(1) 最新年度の山口県が発注する物品購入に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示に基づく資格審査における、物品調達等の営業種目「文具・事務用機器類一家具類」において、「B」以上の等級に格付けされており、指名停止を受けていないこと。

(2) 山口県の競争入札参加資格を有していない場合にあっては、各省庁における「物品の販売」に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）を有しており、指名停止を受けている者でないこと。

### 3 入札の方法

この入札は、次の方法により実施する。

#### (1) 入札参加資格の審査

事後審査方式とする。

#### (2) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (3) 入札書の提出方法

郵便入札とする。入札書内訳書を同時に提出しなければならない。

#### (4) 入札書の提出期限

令和7年6月30日（月） 午後5時00分必着

#### (5) 入札書の送付先

8に掲げる場所。郵便入札における留意事項参照のこと。

#### (6) 入札書の訂正等

入札書を提出した後は、いかなる書換え、引換え又は撤回することができない。

#### (7) 代理人による入札

代理人による入札書の提出は認められない。

#### (8) 入札保証金

免除する。

#### (9) 入札の中止

談合等不正な行為が行われた事実があると認められる場合、又は理事長が必要と判断した場合は、入札の執行を中止する。

### 4 入札参加手続

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、次のいずれかの書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）を添付して提出しなければならない。

#### (1) 山口県の物品調達等に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し

#### (2) 全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

### 5 入札に係る手続期間等

この入札は、次の日程により実施する。

(1) 仕様書等の閲覧及び配布

令和7年5月30日(金)から令和7年7月1日(火)まで

山口県市町村職員共済組合のホームページ(<https://www.kyosai-yamaguchi.jp/>。以下「ホームページ」という。)からダウンロードすること。

(2) 質問の受付期間

令和7年5月30日(金)から令和7年6月20日(金)正午まで

8に掲げる場所へ質問票をFAXにより提出すること。

質問票の様式は、ホームページからダウンロードすること。

(3) 質問に対する回答掲示期間

令和7年5月30日(金)から令和7年7月1日(火)まで

回答は、ホームページへの掲載とする。

(4) 入札説明会

実施しない。

(5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認書類

入札書の提出に併せて郵送すること。

(6) 入札の執行(開札)日時

令和7年7月1日(火) 午前9時00分

(7) 入札会場 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階

山口県市町村職員共済組合

## 6 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

開札後、落札決定を保留し、落札候補者(無効な入札をした者及び落札者としないとされた者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者)の入札参加資格について、契約担当者が確認を行う。確認ができた場合は、その者を落札者とする。

(2) くじによる決定

落札候補者が2人以上いる場合には、くじにより落札者を決定する。

## 7 契約の方法等

(1) 契約書の作成の要否

契約書の作成を要する。作成費用は、受注者の負担とする。

受注者は、落札の通知を受けた日から5日以内に、契約書の案を8に掲げる場所に提出すること。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 支払方法

支払いは、正当な請求書を受領した日の翌月末日までに支払う。

8 入札に関する問い合わせ先

山口県市町村職員共済組合総務課

(所在地) 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階

(TEL) 083-925-6141

(FAX) 083-921-1228

(受付期間) 午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日除く。)

9 その他

この入札に関して不明な点がある場合は、5(2)に掲げる方法により質問すること。ただし、軽微な質問については、8に掲げる場所へ問い合わせること。

令和7年5月30日  
山口県市町村職員共済組合  
理事長 井原 健太郎